

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第二十七条 四半期財務諸表等規則第二十一条の規定は、四半期連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「四半期貸借対照表日」とあるのは「四半期連結決算日」と、同条第四号中「四半期財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。</p>	<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第二十七条 四半期連結決算日において債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応四 当該重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表に反映しているか否か